

8 昇降機（エレベーター）

《基本的考え方》

- ・ 移動等円滑化経路での垂直移動手段は、エレベーターの設置を原則とする。
- ・ エレベーターは、利用者動線及び移動等円滑化経路から視認しやすい位置に設ける。
- ・ 一般利用者の動線と交差しないよう、乗降ロビーの空間を確保する。
- ・ 設置位置等によっては、スルー型、直角二方向型等の出入口が複数あるエレベーターの設置が有効な場合も考えられる。

【1】移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー

籠の 大きさ	(1) 籠の幅は 1.4m 以上とし、籠の奥行きは 1.35m 以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、籠の奥行きが 1.35m 以上のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。	チ 昇降機 (1)(一)
籠の 出入口	(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80cm 以上とすること。	令 18 条第 2 項 第五号ロ
	(3) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。	チ 昇降機 (1)(二)
	(4) 籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	建築物 チ 昇降機 (5)(四)(ト)
制御装置 (操作盤)	(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	令 18 条第 2 項 第五号ホ
	(6) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置に設けられた制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。	チ 昇降機 (1)(三)
籠内	(7) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	令 18 条第 2 項 第五号ハ
	(8) 籠内には、手すりを設けること。	建築物 チ 昇降機 (5)(四)(ホ)
	(9) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	建築物 チ 昇降機 (5)(四)(ヘ)
音声案内	(10) 籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	チ 昇降機 (1)(四)
	(11) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	チ 昇降機 (1)(五)
	(12) 籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	建築物 チ 昇降機 (5)(四)(ニ)
乗降ロビー	(13) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5m 以上とすること。（令 18 条 2 五 二）	令 18 条第 2 項 第五号ニ
	(14) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	令 18 条第 2 項 第五号ト

緊急時対応	(15) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けること。	チ 昇降機 (1)(六)
開延長対応	(16) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。	チ 昇降機 (1)(七)

【2】移動円滑化経路を構成するエレベーター

設置台数	移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、籠の幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。	チ 昇降機 (2)
------	------------------------------------------------------------------------	-----------

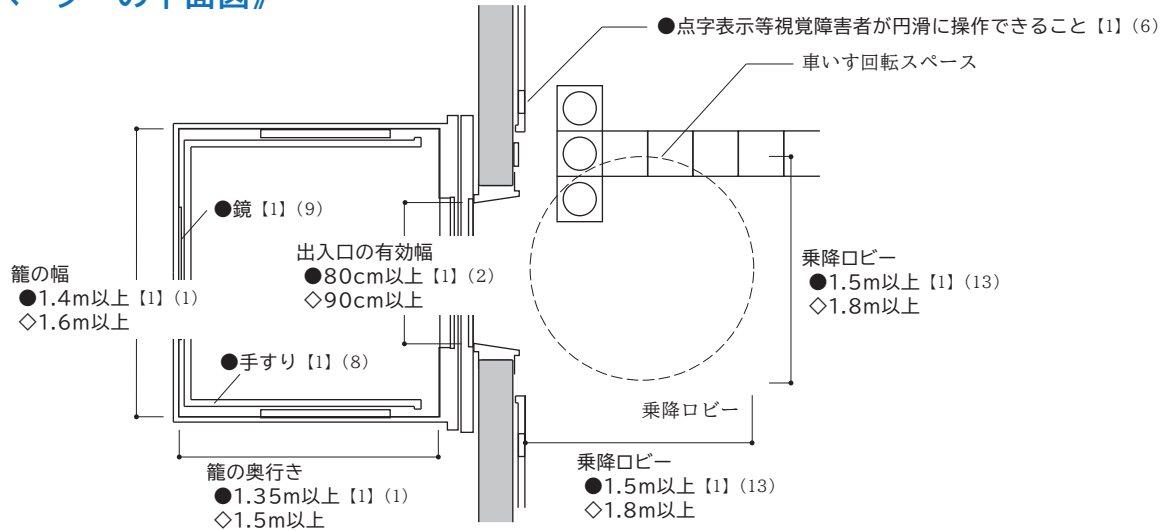
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【操作盤】階数ボタン等を押したことを、音、光で表示する操作設備とする。
- 【ボタンの配置】ボタンは高齢者、障害者等でも使用しやすい大きさとし、配列は千鳥配置とする。
- 【車椅子利用者対応操作盤】操作ボタンは高さ 1.0m 程度に設置する。
- 【点字表示】操作ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。
- 【緊急時対応】緊急時に対応するため、籠内部を確認できるカメラを設ける。
- 【緊急時対応】籠内に、故障を連絡するための表示装置、非常ボタン等を設ける。

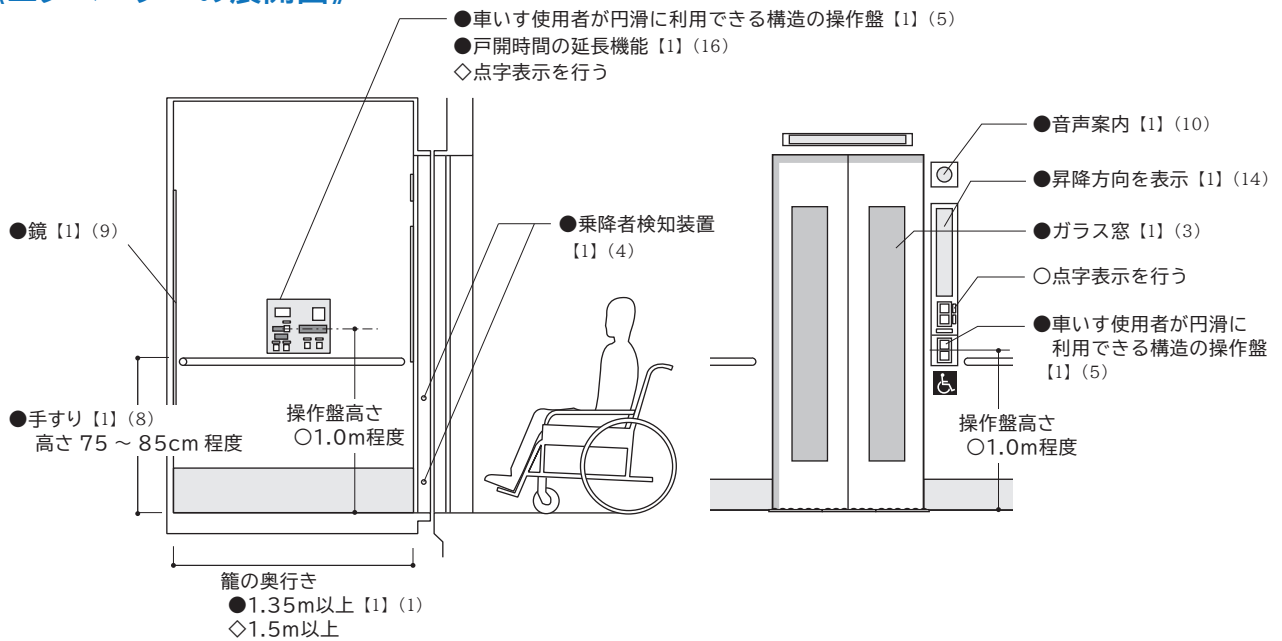
《望ましい整備》

- ◇【籠の大きさ】幅は 1.6m 以上、奥行きは 1.5m 以上とする。特に多くの利用者が見込まれる施設では、できる限り大きなエレベーターを設置する。
- ◇【乗降ロビー】幅 1.8m 以上、奥行き 1.8m 以上とする。
- ◇【点字表示】車椅子利用者の利用しやすい制御装置（操作盤）にも点字表示を行う。
- ◇【浮き彫り文字】各種ボタンは浮き彫り文字等とし、操作とボタンの位置を分かりやすくする。

《エレベーターの平面図》



《エレベーターの展開図》

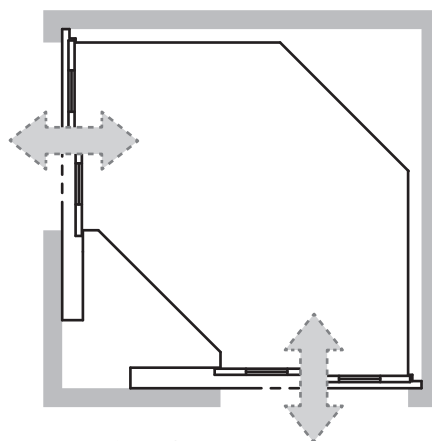


《かごの出入口が複数あるエレベーター》

- 開閉するかごの出入口を音声等により知らせる装置を設ける。【1】(12)



スルー型の例（手前から入り奥側に通過する）



直角二方向型の例

《浮き彫り文字》



▶▶ コラム ▶▶

- ・エレベーターを設置する場合は、列車の停止位置についても確認する。